

新ごみ処理施設
施設整備基本計画
【概要版】

平成23年8月

横須賀市

計画策定の目的

本計画は、新たなごみ処理施設の整備に向けて基本的事項をとりまとめるために策定しました。

今後は基本計画を基に、より詳細な検討を実施計画で行います。

基本方針

今回の新たなごみ処理施設建設事業は、安全・経済性・環境に十分配慮した施設を目指して、以下に示す基本方針を基に施設整備を進めることとします。

安全で安心、長期の安定稼働を目指す施設

- ・ごみ処理における最大の住民サービスは、毎日発生する家庭ごみを支障なく処理することです。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期間の耐用性に優れた設備を導入し、長寿命化に留意した施設とします。
- ・市民の安全・安心を確保するため、運転監視と日常点検につとめ、計画的かつ効率的な維持・補修により、予防保全も強化しながら、高い安定性及び信頼性を有する施設とします。
- ・情報を積極的に公開し、情報の透明性を確保すること及び施設の安全性をアピールすることで、市民との信頼関係を築き、身近で親しみの持てる施設とします。

経済性に優れた施設

- ・施設の建設から運転管理に至るまで、ライフサイクルコストの低減を意識した施設とします。

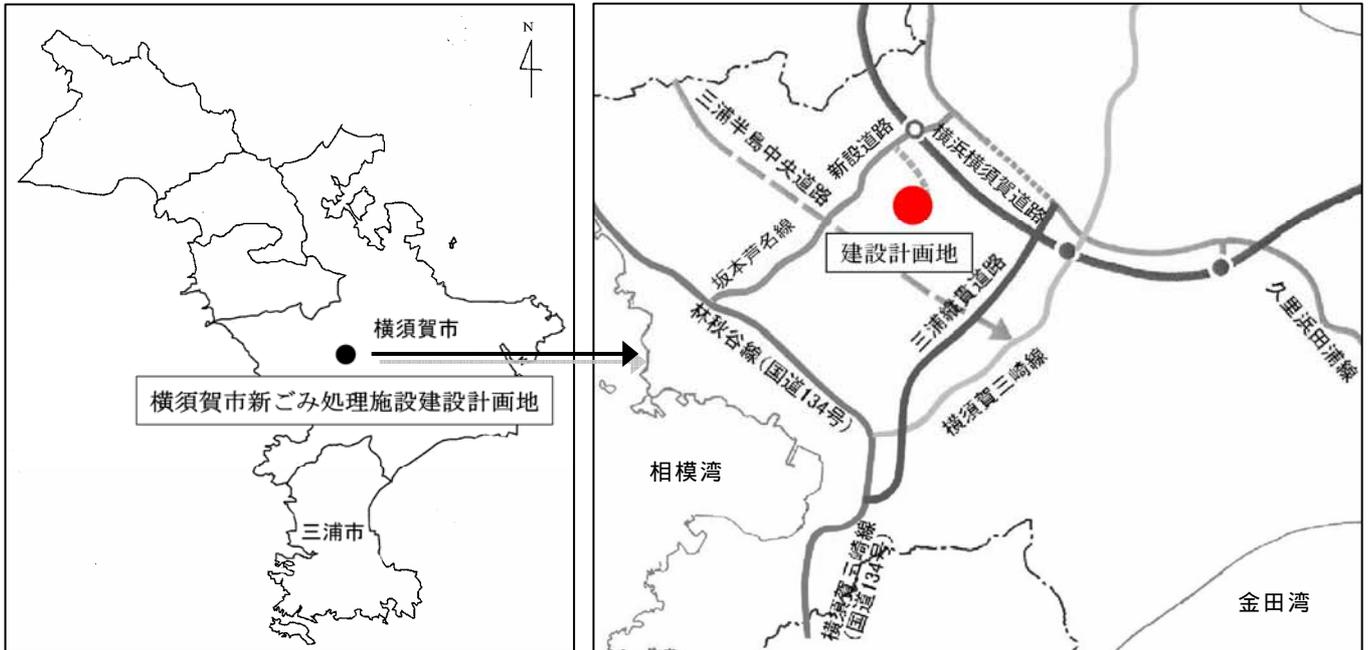
周辺環境に配慮し、循環型・低炭素社会に寄与する施設

- ・信頼性の高い排ガス処理設備の導入や、適切な運転管理の継続により、環境保全に取り組む施設とします。
- ・焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行うことで、施設内で消費される電力の一部をまかない、さらに余剰分を電力会社に売却することや、施設に必要な熱源に利用することで、温室効果ガスの排出量を削減して循環型、低炭素社会に寄与する施設とします。

新ごみ処理施設の概要

建設計画地

横須賀市長坂 5 丁目 3878 番地ほか



建設計画地の地域地区等の概要

建設計画地	横須賀市長坂 5 丁目 3878 番地ほか
都市計画区域の内外の別	都市計画区域内 市街化調整区域
防火地域	指定なし
その他の区域、地域、地区	衣笠大楠山近郊緑地保全地域 衣笠大楠山風致地区（第 4 種） 建築基準法第 22 条指定区域 宅地造成工事規制区域 神奈川県地域森林計画対象区域 （公共下水道処理区域外）
用途地域	指定なし
指定容積率	10 分の 8
指定建ぺい率	10 分の 4

安全で安心、長期の安定稼働を目指す施設

処理方式について

可燃ごみの処理方式

全国の採用実績及び本市での運用実績等を勘案し、長期連続運転の実績あるごみ焼却方式の選定を、運営方式の方針決定後に行います。

不燃ごみ等の処理方式

不燃ごみ等は破碎選別する計画であり、破碎機は、一次破碎に低速回転破碎機、その後段に高速回転破碎機、選別機は回転式の採用を基本とし、今後、破碎不適物等における課題の検討を行い、各機器の選定を行います。

処理系統数について

2炉構成と3炉構成を比較すると、3炉構成は、1炉停止時において、対応炉を2炉確保できることで、処理能力の低下を抑えることができます。

また、大規模改修において、1炉毎の長期停止が可能なため、施設の長寿命化が図れます。

したがって、計画施設の処理系統数は、3炉構成での計画とします。

耐震構造について

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害が発生しました。建設計画地でも三浦半島断層群を震源とする直下型地震が発生した場合、震度7の激しい揺れが想定されています。

そのため、耐震構造（制震構造、免震構造）について検討し、そのような地震に対しても、建築物の機能を保持できることを目標とした構造計画とします。

経済性に優れた施設

本計画における施設規模は、「神奈川県 横須賀市・三浦市 循環型社会形成推進地域計画」に基づき焼却施設約430t/日、不燃ごみ等選別施設約50t/日としていますが、今後、最新のごみ量を加味し、様々な事態においても円滑なごみ処理を行うための適正な焼却余力を考慮した上で、ごみの減量化を見込んだ施設規模を選定することにより、建設費及び維持管理費の低減を図ります。

過度な余剰スペースを避け、合理的な土地利用を考慮した上で、持続可能な施設の建設を目指し、長期的な視点から将来的な土地利用計画とします。

公害防止基準について

大気

排ガスについては、法令規制値等や南処理工場の協定値より厳しい基準値の設定を目指します。

本計画においては、主要5項目について、周辺自治体の設定事例、平成12年から21年度に竣工した焼却施設における排ガス基準値の最頻値等を踏まえ下記のとおり設定しましたが、計画目標値については今後検討して決めていきます。

計画目標値（排ガス）

項目	法規制値等	計画目標値
ばいじん	0.04g/m ³ N以下	0.01g/m ³ N以下
塩化水素	430ppm以下	10ppm以下
硫黄酸化物	約100～1,000ppm程度	10ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下	50ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	0.1ng-TEQ/m ³ N以下

硫黄酸化物のppm換算は施設の設計条件（煙突高さ、煙突内筒口径、排ガス温度、排ガス量等）を基に算出した推定値です。

水質

排水については、排水処理設備において、適切な処理を行い、下水道放流する計画です。

神奈川県下の新設焼却施設における公害防止基準はいずれも法令規制値としていることから、本計画における水質についての公害防止基準値は、下水道法及び下水道条例の排除基準を適用しましたが、公害防止基準値については今後検討して決めていきます。

騒音・振動・悪臭

建設計画地は住居から300m以上離れていること、神奈川県下の新設焼却施設（住居までの距離は約30mから150m程度）における公害防止基準は、いずれも法令規制値としていることから、本計画における騒音、振動、悪臭についての公害防止基準値は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を適用しましたが、公害防止基準値については今後検討して決めていきます。

騒音の規制基準（敷地境界基準）

区分	昼間 午前 8 時 ~ 午後 6 時	朝・夕 朝:午前 6 時 ~ 午前 8 時 夕:午後 6 時 ~ 午後 11 時	夜間 午後 11 時 ~ 午前 6 時
その他の地域(用途地域の指定のない区域)	55 dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下

振動の規制基準（敷地境界基準）

区分	昼間 午前 8 時 ~ 午後 7 時	夜間 午後 7 時 ~ 午前 8 時
その他の地域（用途地域の指定のない区域）	65 dB 以下	55 dB 以下

悪臭の規制基準（敷地境界基準）

区分	規制基準
第 2 種区域	臭気指数 15

規制対象は農業振興地域を除く本市全域

排ガス処理設備について

ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類の厳しい基準値に対応できる排ガス処理設備を採用します。

エネルギーの有効利用について

熱エネルギー

ごみ処理施設は、ごみの適正処理に加え、焼却処理の過程で発生する膨大な熱エネルギーの積極的な有効利用が重要です。

新たなごみ処理施設では、積極的なサーマルリサイクルを行うこととし、高効率ごみ発電施設を目指します。

さらに、余熱は施設に必要な熱源にも有効利用し、省資源化及び地球温暖化防止に貢献します。

自然エネルギー

新たなごみ処理施設の建設にあたっては、環境負荷の低減や地球温暖化対策に留意し、建築物エネルギー使用の合理化及び太陽光等の自然エネルギーや雨水の活用について、検討を行っていきます。

周辺環境に配慮した緑化について

建設計画地は、衣笠大楠山近郊緑地保全区域、衣笠大楠山風致地区及び神奈川県地域森林計画対象区域に位置し、開発区域には樹林地が多いことに配慮し、敷地内に極力、既存の森林を保全することを目標とした緑化計画とします。

造成計画

現状の平地を有効利用することを前提として、機能的かつ効率的な位置及び形状や、新設道路計画やコストを考慮した計画地盤高を設定し、各施設を適正に配置できる造成計画とします。

現時点における造成計画平面図を以下に示します。

なお、造成計画については、今後行う処理方式等のプラント設備詳細計画に合わせ、実施計画において詳細検討を行っていきます。



造成計画平面図 S=1:2,500

事業費

建設費

プラントメーカーより提出された概算建設費を整理し以下に示します。

概算建設費

区 分		規 模	建設費
施設建設工事	焼却施設	約 430t/日	約 220 億円
	不燃ごみ等 選別施設	約 50t/日	約 30 億円
合 計			約 250 億円

敷地造成費、新設道路整備費、用地買収費等は含んでいません。

維持管理費

プラントメーカーより提出された概算維持管理費を整理し以下に示します。

概算維持管理費

区 分	維持管理費 年間補修費	売電収益	合 計
焼却施設	約 5.7 億円	約 1.8 億円	約 3.9 億円
不燃ごみ等選別施設	約 0.7 億円		約 0.7 億円
合 計	約 6.4 億円	約 1.8 億円	約 4.6 億円

維持管理費は、施設稼働後20年間の総額の年平均。

人件費は含んでいません。

施設整備のスケジュール

事業スケジュール

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
実施設計						
土木建築工事						
機械設備工事						
稼 働						



お問い合わせ先

横須賀市資源循環部広域処理施設建設準備室

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL : 046-822-9390(直通) FAX : 046-824-5630

E-mail : ef2-ed@city.yokosuka.kanagawa.jp
